

随意契約理由書

大和川下流流域下水道 川面中継ポンプ場外 監視制御設備機能増設工事

本工事は、川面中継ポンプ場において、現在施工中である受変電設備の更新工事に伴い、必要となる同ポンプ場既設監視制御設備及び遠隔監視している大井水みらいセンターの監視制御設備について機能増設を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、川面中継ポンプ場用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って、本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施したシンフォニアテクノロジー株式会社大阪支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第**21**条の**14**第1項第**2**号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

なお本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第**62**条及び同規則の運用第**62**条関係第**2**項第**1**号の規定により比較見積りの徴取を省略する。